

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法（1959 年）	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）：	同左	議会決定方式：	議会決定方式：
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定 地域別最低賃金は 47 都道府県別に設定	特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で 225 件設定、適用使用者 9 万人、適用労働者 292 万人。2021 年 3 月末現在）	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	930 円／時間 全国加重平均。2021 年 10 月発効、都道府県により発効日は異なる		・ 5.85 ドル／時間（2007 年 7 月 24 日～） ・ 6.55 ドル／時間（2008 年 7 月 24 日～） ・ 7.25 ドル／時間（2009 年 7 月 24 日～）	・ 最高額 15.20 ドル／時間（コロンビア特別区）（注 2）
適用対象	特に限定なし		年商 50 万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は 2007 年 11 月 28 日に改正最低賃金法が成立（2008 年 7 月 1 日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限 50 万円）が定められた。

2) 2022 年 1 月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[減額特例]</p> <p>都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者 	同左	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 <p>（注4）</p>	州により異なる
影響率等	影響率（注3）4.7% （2020年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO 条約 批准状況	第26号条約（1971年、批准） 第131号条約（1971年、批准）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	
備考				

注3) 日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC (注 5)	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法 (1998 年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015 年)	労働法典 (1950 年及び 1970 年改正)	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う (2017 年以降、2 年毎に改定) ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表 (アドバイザーとして学識代表も参加) で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年 1 月 1 日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より 2% 以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定 (物価スライド方式)	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律 (ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般 (23 歳以上)： 8.91 ポンド/時間 (2021 年 4 月～)	9.82 ユーロ/時間 (2022 年 1 月 1 日～) 10.45 ユーロ/時間 (2022 年 7 月 1 日～)	10.48 ユーロ/時間 (2021 年 10 月 1 日～) ・2008 年 12 月の法改正により、2010 年以降 SMIC の改定は毎年 1 月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC (注 5)	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 ~ 22 歳： 8.36 ポンド/時 ・ 18 ~ 20 歳： 6.56 ポンド/時 ・ 16 ~ 17 歳： 4.62 ポンド/時 ・ アプレンティス 4.30 ポンド/時 (注 6) 	<p>[適用除外]</p> <p>未成年者(18歳未満)、 長期失業者の就職時 (開始から6か月)等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することが できない労働者(訪 問販売員などの一部)</p> <p>[減額措置]</p> <p>① 18 歳未満で、当該 業種における職歴が6 か月に満たない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17 歳：10%減 ・ 17 歳未満：20%減 <p>② 職業訓練生、若年の 各種雇用援助措置を受 けている者：22 ~ 75% 減 (注 7)</p>	—
影響率等	—	—	全被用者の 13.0% (225 万人) (2020 年 1 月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200% (労働者 1 人 につき 2 万ポンド以下) の 罰金、違反雇用主名 の公表	最高 50 万ユーロの罰 金、公共調達からの除 外があり得る	労働者 1 人につき、罰 金 1500 ユーロ以下	労働者 1 人につき、罰 金 750 ユーロ以下
ILO 条約 批准状況	第 26 号条約、第 131 号条約ともに批准せず	第 26 号条約(1929 年、 批准) 第 131 号条約は批准 せず	第 26 号条約 (1930 年、批准) 第 131 号条約 (1972 年、批准)	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり	

注 6) アプレンティスシップ(企業における見習い訓練)参加者で、19 歳未満、又は 19 歳以上で参加から 1 年未満の者。

7) 労働法典 D.3211-1 条による。なお、職業化契約の場合、減額率は年齢と職能・資格により 20% から 45% の間となる(労働法典 L.6325-8 条)。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	スペイン
最低賃金額	11.75 ～ 16.00 カナダドル/時 (2021 年 10 月～) 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1,701.00 ユーロ/月 392.55 ユーロ/週 78.51 ユーロ/日 (2021 年 7 月～) 上記金額は 21 歳以上の者	1691.40 ユーロ/月 (2022 年 1 月～)	1125.33 ユーロ/月 (2021 年 9 月～) 賃金支払いを前提に設定される 14 か月分の額 (965 ユーロ/月) を 12 か月換算したもの
改定	毎年 4 月 1 日に改定 (ノバスコシア州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州) 毎年 5 月 1 日に改定 (ケベック州) 毎年 10 月 1 日に改定 (アルバータ州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州、サスカチュワン州、マニトバ州) 毎年 6 月 1 日に改定 (ブリティッシュ・コロンビア州) など	年 2 回 (1 月 1 日及び 7 月 1 日) 改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定 (法的拘束力のある中央協定) および消費者物価上昇率に基づいて改定	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況を勘案し政令によって改定
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992 年から週 13 時間未満労働のパートタイム労働者にも適用 (若年者は各年齢に応じた一定の減額あり)	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20 歳：6%減 19 歳：12%減 18 歳：18%減 17 歳：24%減 16 歳以下：30%減	若年者に対する減額措置はなし
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オーストラリア	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	20.33 豪ドル/時間 772.60 豪ドル/週 (2021 年 7 月 1 日～)	9160 ウォン/時間 (2022 年 1 月～) 影響率は全雇用者の 17.4% (355 万人、2022 年)	北京市： 2320 元/月 (2021 年 8 月～) 上海市： 2590 元/月 (2021 年 7 月～)	57 自治体 (クアラル ンプール含む)：月額 1200 リンギ、時給 5.77 リンギ (2020 年 2 月 ～)、その他地域：月 額 1100 リンギ、時給 5.29 リンギ (2019 年 1 月～)
改定	労働審判官や専門家 委員で構成される公正 労働委員会 (FWC) の 「最低賃金パネル」にお いて、最低賃金の設定 及び見直しを行う	毎年政労使からなる最 低賃金委員会の審議・ 議決を経て労働部長官 が決定 (毎年 8 月 5 日までに労働部長官が 審議会への答申を受けて 決定)。適用時期は毎 年 1 月 1 日	全国統一のものではなく具 体的基準は省・自治 区・直轄市の人民政 府が規定。政府人力 資源・社会保障部が 定める「最低賃金規定」 により、各地は少なくと も 2 年に 1 回は最低賃 金を改定する必要がある (なお、2015 年の人的 資源・社会保障部「最 低賃金基準調整をさら に進めることに関する通 知」により、最低賃金 の調整頻度は「2～3 年に 1 回の調整」へ改 定された。)	政労使、有識者で構成 される国家賃金評議会 による報告を踏まえて政 府が決定。改定頻度は 2 年に 1 回が原則
適用除外・減額 措置	21 歳未満の者、障害 者、研修生・訓練生 (apprentice、trainee) は適用除外	同居する親族のみを使用 する事業及び家事使用 人、精神又は身体の 障害により労働能力 が著しく低い者、その他 最賃適用が適当でない と認められる者は適用 外。修習・試用期間 中、修習を始めた日か ら 3 か月以内は最賃額 の 90% 適用の減額措 置あり (1 年未満の契 約労働者除く)	学生アルバイトは適用除 外	家事労働者は適用除 外 (公務員、法定機 関職員は制度の対象と していない)
備考	—	—	—	—

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	バンコクなど 7 県： 331 バーツ/日 (2020 年 1 月～)	ジャカルタ特別州： 445 万 3936 / 月 (2022 年 1 月～)	マニラ首都圏： 非農業：537 ペソ/日 農業：500 ペソ/日 (2018 年 11 月～) (注 8)	デリー、未熟練労働者： 618.00 ルピー/日 (2021 年 10 月～)
改定	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された 5 人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。最低賃金には、地域別最低賃金と技能別最低賃金がある。	「最低生活水準」(KHL、単身の労働者が 1 か月間に適正な生活を送るのに必要な費用)を踏まえ、州知事令で決定。KHL は 5 年に 1 回、政労使三者構成の審議会で見直す。最賃の前年からの上昇幅は、インフレ率と経済成長率を基にした計算式を用いて自動的に算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることもできる。2020 年 11 月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は撤廃。	国家賃金生産性委員会 (NWPC) が策定した賃金ガイドラインに沿って、17 の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会 (PTWBP) がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPC は、PTWBP が設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律 (中央政府：45 職種) と地域別 (29 州・7 中央直轄領等：3758 職種) の最賃あり (2022 年)。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5 年を超えない期間ごとに見直し
適用除外・減額措置	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外	企業規模 10 人未満、土地と建物を除外した純資産額 2 億ルピア未満等の企業については、25% を限度として減額。経営不振で最低賃金の支給が不可能な企業は、最賃が発効する 10 日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者 10 人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に到達によって追加された産業施設における労働者が対象となる
備考	—	—	—	—

注 8) 緊急生活手当 (COLA) を含む。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	第 1 地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 442 万ドン/月 (2020 年 1 月～)	全国一律： 4800 チャット/日 (2018 年 5 月～)	全国一律： 110 万キープ/月 (2018 年 5 月～)	全国一律： 194 米ドル/月 (2022 年 1 月～)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて 4 地域に分けている。改定は原則年 1 回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013 年に最低賃金法が制定され、2015 年 9 月から日額 3600 チャットを適用。2018 年 5 月に日額 4800 チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は 3～4 年に 1 度	政府、使用者、労働者の代表 28 名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	規定なし	10 人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区 (SEZ) 内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外
備考	—	—	—	—

出典： 日本：厚生労働省、アメリカ：労働省 (DOL)、労働統計局 (BLS)、イギリス：Gov.uk、ドイツ：政府、フランス：労働省等、カナダ：各州労働省、オランダ：政府、ベルギー：社会対話省、ギリシャ：労働社会保障省、スペイン：雇用社会省、ポルトガル：EU 財団、韓国：雇用労働部、最低賃金委員会、中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、ベトナム：労働傷病兵社会省、ミャンマー：労働・入国管理・人口省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、各ウェブサイト